

プラトンにおける国家と法

Plato's Thought concerning the Republic and the Law

今 井 直 重

(一) 国家における法の性格

国家においては法が支配者でなければならない。国家と自然状態との差異は法の有無によるのである。法が国家の主権者として統治者達を拘束するとき、その国家の体質は健康であるということが出来る。いわば、法が国家の絶対者(δеспότης)であり、統治者が法の服従者(δουλοί)であるときに、国家は堅実(σωτηρία)であり、国家は神の恵与するすべてのよきものを享有することができるのである。^①

考えてみるに、一個の人間は、その知恵においても、その活力においても、余りにも弱小であるから、神が人間に賦与した能力を発揮するには不十分である。ことに一人や少数人に国家統治の権力を委託されるときには、不完全な、不合理な権力の支配となって、国家統治の神聖なる權威を冒瀆することになる。^②この考え方は暴君政治や独裁政治に対する不正、不当を基礎づけるものである。

国家の支配はまず国民によって、国民全体の利益のために奉仕することができるよう、多くの人々によって制定された法に基づいて行われねばならない。この意味において、monarchy も oligarchy も ochlocracy も正しい政治ではない。それらは一党一派の利益のみを顧慮して行われる偏狭なる政治である。^③かくて法とはすべての賢人達の統一者であるところの神ともいうべきものでなければならないのである。法は理性の法則である。^④法は神の意思に由来するものであって、単なる支配者の恣意によるものであってはならない。統治者は法の番人である。彼等は法の守護者であって、彼等が主権をもっているのではない。彼等は主権の奉仕者である。^⑤一般に支配者といわれる者は、法の守護者

(νομοφύλακες) であって、彼等は法の主人ではなく、法の奉仕者 (ὄπηρέτα) である。^⑥

プラトンがしばしばのべているごとき、太古にあったと想像されるクロノス (Kronos) のよき時代は別として、現世においては、国家から人間の主権を追放しなければならない。^⑦ 現代のごとき聖王のなき時代においては、聖王に代るべきものとして、まず法を制定して、その法に準拠して国政が行われねばならない。しかし法は抽象的な規定にすぎないので、これを具体的に国政に解釈して適用するについては、賢明なる行使者の判断と実行に俟たねばならない。法の行使者は、特殊なる個性、感情、利害関係、限られたる知見、能力、行動力の持主であるから、彼等を通じて実現される法の行使は不完全なるを免れない。そこで、ただ理想として、法の精神に最も忠実にこれを実現する手段として、可能なる最大限度において、法は統治意思の宣言表明されたものとして (τὸ τοῦ κρείττονος συμφέρον)^⑧、その意思の表現である法が主権者であらねばならないのである。もちろん実際には法源は無窮の古代からの立法者の制定したもの、制定法、慣習法、家族法等あらゆるものを包含して、これを法 (νόμοι) と名づけたのである。^⑨

法は決して暴君の命令ではない。暴君の命令は国民が喜んで従うものではない。しかし法というものは国民が理性的に喜んで従うものでなければならないものである。暴君の命令は一般に強制的命令であって、人民はその違反に対して科せられる刑罰を恐れて盲従するのである。法の支配ということは、法の命ずるところに対して、服従者たる人民が納得承認をして衷心よりこれに協力することを含蓄するのである。すなわち、支配者が法を施行する前に支配者と人民との間において、衡平と合意 (ἀρχὴ κόντων) がなければならないのである。それゆえに、法に従うということは、他者の定めた命令に屈従することよりも、彼等が納得し承認を与えている合理的な国法に対して同意し承認を与えるという願望を表示するものである。

ギリシア精神と他国人の考え方との間の本質的な相違は法の精神についての考え方において見出すことができる。ギリシア人は法に遵うことは他者の命令に従うことではなく、すなわち、単なる個人的な意思よりもより高い權威に随

順し協力することであると確信した。法の支配には、もし人民が、支配者によって、法を破って不法に支配されたり、他者によって、行為、不行為を強制されたとき、これを救済するために、国家の権力によって、これを正当に判定するところの裁判所が必要である。それについては裁判所構成法や訴訟手続法が必要である。更に社会の発展分化につれて、その機構の複雑化のために細部にわたって明確に規定する実定法の制定が大切な要件となるのである。^⑩また更に勧告や助言としての不文法、慣習法、道徳法をできるだけ遵守することは市民の大切な義務である。^⑪またプラトンは司法機関の重要性を強調して裁判所のない国は真の国家ということができないとのべている。法の支配は裁判所の設置によって完全に実施されることができるのである。また裁判所には民選の陪審員の最終決定が必要であることを論じている。更に裁判所の三審制についても論及している。プラトンは常に、法は執政官の政務の準則であるから、彼等がそれに従って統治するか否かが正否の決定の基準であると考えた。

アテネの立法は最高会義において1年に10回行われた。もしそこで採択された法案が不合理と考えられる場合には、人民の陪審員で組織する人民陪審裁判所（*δικαστήριο*）に訴えることによって、執政官の執行を停止することができたのである。しかし他方において、すべての執政官（*ἄρχων*）、その補佐役としての法律守護官（*φύλακες*）は極力、権力の乱用を慎むように訓練されていた。法律守護官の権力の乱用に対しては人民裁判所に訴えることによって、これを矯正することができるようにすべきであることを説いている。法律守護官の不法行為は彼等の義務の違反であって、人民は何人も自己の選択した裁判官にそれを告訴することができた。^⑫もしその告訴を受けた裁判官が不正な裁判をしたと考えられる場合には、更に自己の選ぶ上訴裁判所に告訴することができたのである。もしその場合に、裁判官が誤った裁判をしたことが明らかになればその裁判官は告発されて、その地位を喪失する。^⑬これらの裁判においては法律守護官と裁判官と陪審官の合同会議によって行われることになっていた。^⑭これはこれらの三部の人々が互いに法の執行について牽制し合うような仕組みになっていた。

実定法の制定とそれに準拠して公務を遂行する政府の公務員の職務権限の明

示、公務員の権力の乱用に対して人民が救済を求める方策(行政訴訟)の確立、法を破る個人の不法行為を抑制し絶滅することは、プラトン国家の最も大きな特色とするところであって、今日においても、世界各国において最も典型的なものとして採用されているところである。

プラトンの法の支配は、一つには暴君政治に対して、また他方には無政府主義に対して、これらの乱脈無道を防止するために必要とされたのである。法の支配は国民を苦しめる独裁専制や、その時々思いつきの政治から国民を護るのみならず、正当に制定された国家の基本法に基づいて正しく行われる政治を護るためである。プラトンは比較法学者であった。彼は当時のほとんどすべての文明国を巡歴して、その国の憲法、法律、政治制度を比較研究した。プラトンは比較法学者として法制について該博な知識をもっていた。特にプラトンの心に強く刻印されたのはスパルタ、クレタ等の都市国家の法であって、プラトンの法の支配の精神を一層強固ならしめたのである。法は単なる人為的な方便ではなくして、理性的な人間の人情の自然に出づるものでなければならぬ。それゆえに、制裁をもって強制するものではなくて、それを歓迎する市民の前に、強制することなく、自然に享受されるものでなければならぬとする。それは一方において人民によって歓迎され、他方において人民の道徳的人格の形成に役立つものでなければならぬのである。かかる性質を有するスパルタとクレタの法は特にプラトンの法意識を強く感動せしめたのである。

法の本質はできるだけ法を必要としないような社会を実現することである。法がますます強化され、複雑多様化されることは、法の本質に反してますます人間精神が悪化の傾向を辿っている証拠であって、これは法の本来の本質と使命に反する結果となっている。プラトンのいうごとく、立法者の仕事は法を形式化し、犯罪を明確化し、これを処罰することよりも、理性が一切の市民生活を支配する理性的市民の育成を目指すものでなければならぬのである。それゆえに、立法者は法を国民が人間として遵守すべき権威として制定し、また他方においては、正当に制定された法に対する国民の遵守を要請し、いわゆる法の自然法的性格を主張する。法の遵守については特に強制力を用いることなく、国民がむしろ歓迎すべきものとして享受すべきものでなければならぬのであ

⑭ 法は一方においては人民によって歓迎され、他方においては人民の道徳的人格の形成となるものでなければならないのである。プラトンはいう——立法者の仕事は法を形式化し、犯罪を明確化することよりも、理性の支配する市民の育成に役立つものでなければならないのである。それゆえに、立法者は、法を国民が人間として遵守すべき権威として制定せねばならないとし、他方においては、正当に制定された法に対する国民の衷心よりの遵守を要請し、いわゆる法の自然法的性格を主張する。法は特に強制力を用いることなく、国民がむしろ歓迎すべきものとして享受すべきものでなければならないとする。かくのごとく法はそれのうちに道徳的性格を含蓄し、国民の人格の形成に寄与するところのものでなければならない。刑罰は犯罪者の精神的の病気を治癒するものに役立つものであり、また人々がかかる犯罪を繰り返すことのないように、一般的に犯罪の予防をする役割をなすものである。それゆえに、法、特に刑罰法の目的は悪人を罰することではなく、悪行がなされないようにすることであり、できるだけ法を必要としないような社会を形成することである。法は悪人の悪行を無くするように意図するとともに、むしろ善人に教化するという教育的使命を有するものである。⑮

法の教育的使命がプラトンの法の精神である。立法（*νομοθετική*）においては正義（*δικαιοσύνη*）の理念を含蓄し、それはちょうど身体の健康のために、保健薬が必要とするように、社会の健康のために、法という社会保健薬が必要なのである。⑯

立法は法を創設するというよりも、それによって国民を正しく教育する手段を創設するものと考えべきである。かくのごとくに、法を制定するものは立法者というよりも、国民の教育者として、国民の行為の準則としての実践訓の創設者であるというべきである。⑰ 立法者は国民をして立法の精神をよく理解せしめ、国民が喜んで遵守するように前文（*προόμια*）や訓戒書（*παραμύθια*）を附することが効果的であるとする。かくすることによって法の権威を増大し且つ人民をして納得心服に導くものである。⑱ プラトンの法の解釈はまた人間が神によつての被造者として、すなわち、神の寵兒として、神に対する使命を果たす義務、同胞に対する義務、自己に対する義務に定めるものであり、それはプ

ラトンの長い人生経験の体験と思索の結果得たところの結論である。^㉒

更に特殊法について種々のものが挙示されている。土地所有法、婚姻法、狩
 獵法、寺院窃盜刑法、殺人刑法、商法、遺言法、両親頭軫法、軍事訓練法、質
 易法、送葬法、瀆神刑法等がある。^㉓^㉔^㉕^㉖^㉗^㉘^㉙^㉚^㉛^㉜^㉝^㉞^㉟^㊱^㊲^㊳^㊴^㊵^㊶^㊷^㊸^㊹^㊺^㊻^㊼^㊽^㊾^㊿

またプラトンは立法においては、合理的で科学的でなければならないことに
 言及している。立法においては、その法がよって立つところの合理的根拠がな
 ければならない。立法がなされる対象である市民はその法のうちに含蓄され
 ている合理的根拠をよく理解せねばならない。それには少なくとも正しい合
 意 (*ἀληθείης δόξαι*) についての認識がなければならない。プラトンは法の道徳
 的性質 (*θυγατή φύσις*) についてはいくら注意深くあってもありすぎるというこ
 とはないとのべている。^㊿

一般に教育の目的は人民が法が命ずるところを行い、法が禁止するところの
 ものを嫌悪するように習性づけることである。かかる目的のためには教育者は
 根気強く反復して、市民が法に対して正しい理解をもつように訓練し、且つ正
 しい見解に適合するように習性づけるように努めねばならない。プラトンが合
 唱や舞踊を人間教育の大切な要素として採用すべきであることを論じているの
 はかかる理由によるのである。かくすることによって古来から伝統的に継承さ
 れたよき慣例が体験を通じて人格に浸透してゆき、よき古代人の性格を市民に
 形成せしめるに至るのである。それはまたよき遵法精神の訓練になるのである。
 これらのことは市民の人格の本質である魂の訓練 (*ψυχαρωγία*) であり、それ
 は魂の教育 (*ἀρωγή*) である。^㊿

法に対する納得承認は教育の重要な要素である。納得承認によって魂が感
 銘することは魂の健康にとって欠くことのできないものである。魂の健康は人
 間の希求する最高、最終の目的である。それは永遠の魂の健康にとって欠くこ
 とのできないものである。法は国民がそれに準拠して生活することの原則であ
 るとともに、それは道徳的準則であり、国民の善良なる精神の育成の規範であ
 る。法は国民の人格の道徳的訓練の基礎である。プラトンの広義の法は道徳法
 も実定法をも含み、それによって市民が秩序を正しくし、美しい生活のでき
 るところの一切の準則を含むものである。^㊿

法は自然及び人間の生活において善良で且つ美しいところのものを生み出すところの限界 (πέρας) である。ソクラテスによれば人間の欲望は無限であるから、それを善き美しいものの範囲にとどめるための限界として、無限界 (ἀπειρον) を枠づけるものとして、その限界を定めるために与えられたのが法と秩序 (νόμος καὶ τάξις) である^⑩。プラトンの意図したところの限界は、欲望、感情、願望、人間の諸々の考えのうち、より善良なるものを選んで、善良なる人格を形成することを目指すものであり、特に諸徳のうちでも最大のもの、知恵 (φρόνησις)、節制 (σωφροσύνη)、正義 (δικαιοσύνη)、勇気 (ἀνδρεία) の限界のうちにとどめるべきことを教示する^⑪。

アテネにおいては法の目的とするところは、法の整備によってもたらすところの以上のごとき大徳の育成であって、法はこれらの大徳を調和的に涵養することを目的とするものである。これらのものはすべて善なる大徳に合一するものである^⑫。

法は国家社会の秩序として、法の目的は国家社会を秩序づけて、国民全体に共通の利益 (τὸ κοινῆ συμφέρον) をもたらすことであって、国家、国民の一部の利益ではない^⑬。また法は人間の魂を導く術 (ψυχαγωγία) として、それはまた教育に通ずるものである。法は前述したように国民の教育のために存するものであるということが出来る。教育 (παιδεία) は国民を善に導くこと (ἀγωγή) である^⑭。また教育は魂の健康を管理するものである。これについてはプラトンは最も真実なる教説者であった。魂の健康は人間の最も希求するところの恒久的な心の満足の源泉である。このことは単にプラトンの考え方であるのみではなく、すべての人間を道徳的に教化することを担当する者の普遍的に認識するところである。プラトンは、それによって人々が生きるための準則であり得るところのものを提示し、それを人々が承認したのもをもって国民を教化せんとしたのである。それはいわゆる道徳的教育という方法である。すなわち、感情の馴致、情緒の訓練、人格の陶冶である。人格の陶冶はすべての時代において人間が専念すべき理念である。人間の魂を魅了して已まないところのものを希求するように人格を訓練する。それは新しい人格の創造というべきものである。

(註)

- ① Platon, *Nomoi*, 715d.
- ② *Ibid.*, 691cd, 713c, 875a~d.
- ③ *Ibid.*, 715ab, 832c.
- ④ *Ibid.*, 713a, 714a.
- ⑤ *Ibid.*, 715cd.
- ⑥ Aristoteles, *Politica*, 1287a 21.
- ⑦ Platon, *Nomoi*, 713de.
- ⑧ *Ibid.*, 714c.
- ⑨ *Ibid.*, 875cd.
Aristoteles, *Politica*, 1284a 13.
- ⑩ *Ibid.*, 680a~681d.
- ⑪ *Ibid.*, 793ab.
ἄγαφάνομιμα, 793ab, 822d~823a.
Cairns, *Legal philosophy from Plato to Hegel*, 46.
- ⑫ *Ibid.*, 766d.
- ⑬ *Ibid.*, 928b.
- ⑭ *Ibid.*, 946de.
Sidgwick, *Elements of Politics*, P. 487.
- ⑮ Platon, *Nomoi*, 947e.
- ⑯ *Ibid.*, 690c.
- ⑰ *Ibid.*, 690c.
- ⑱ *Ibid.*, 880de.
- ⑲ Platon, *Gorgias*, 464b.
- ⑳ *Ibid.*, 464c.
- ㉑ Platon, *Nomoi*, 720cd.
- ㉒ *Ibid.*, 867de.
- ㉓ *Ibid.*, 718b~723d, 857c~859b.
- ㉔ *Ibid.*, 715e~718a.
- ㉕ *Ibid.*, 714a~c.
- ㉖ *Ibid.*, 772e~773e.
- ㉗ *Ibid.*, 823d~824c.
- ㉘ *Ibid.*, 854bc.

- ⑲ Ibid., 870a～d.
- ⑳ Ibid., 716de.
- ㉑ Ibid., 923a～c.
- ㉒ Ibid., 930e～932a.
- ㉓ Ibid., 942a～943a.
- ㉔ Ibid., 949c～950d.
- ㉕ Ibid., 959a～c.
- ㉖ Ibid., 887a～907d.
- ㉗ Ibid., 875b.
- ㉘ Ibid., 881c.
- ㉙ Ibid., 718a.
- ㉚ Platon, Apologia, 26b.
- ㉛ Idem., Nomoi, 630a, 688ab, 705d.
Gorgias, 504d, 506d, 508a.
- ㉜ Idem., Nomoi, 631b～632e, 718ab.
- ㉝ Ibid., 631b～632e, 718ab.
- ㉞ Ibid., 659d.

（二）法 と 道 徳

プラトンにおいては、法とは一切の法、すなわち、法的にも道徳的にも、それによって各人の生活が秩序正しく向上するところのものでなければならないのである。^①ノモス（νόμος）は一般に単なる形式的な方法によって制定された法のみではなく、日常生活における行為の準則としての不文の法をも法規範として一般に拘束力を有するものとして認められるべきであるとする。このことはプラトンの法律論の確固不動の基礎となっている。これについてプラトンはピレボス（Philebus）において次のごとくにのべている。法は社会における人間の行為の限界（πέρας）である。それによって人間の本性や人間生活に、善きもの、美わしきものを生み出すところの行為の範囲を表示している。ソクラテスもすでにこのことを指摘している。すべてのことがらが乱脈で腐敗しているのは、人間生活のあり方において、その享有において、その満足において、際限なく追求していることは、人間の人格向上において大なる障害をなしている

ので、これに対して、節度をもってこれに限界を与えることが必要である。この限界を表示するために法と秩序（νόμος καὶ τάξις）を与えて、人間の快楽や傲慢無礼を抑制することが必要である。^②かくのごとく魂における秩序を与える法は、身体において健康を与えるところの衛生、養生の限界と同様である。

更にまた法の目的は公共の福祉（τὸ κοινῇ συμφέρον）を実現することであって、国家、国民の一部の利益であってはならないのである。^③最もよき法は国家を統一的全体として形づけるところの役目を果たすところのものでなければならぬ。^④一般に善き法は必要なる抑制を与えるものである。抑制を与えることは放従の無秩序に対して限界を与えることである。かくして国民に心の共同の場を与えんとするのである。それは独裁であってはならない。しかし、自由（ἐλευθερία）には回避せねばならない種々の要素を含んでいる。

一般に法には二つの要素がある。一は国民各人の行為を規制し、他は国家を統制することである。国家は一つの集団であり、その存在の意義は、その市民が最も善良で最も幸福であるようにせねばならないのである。^⑤国家の目指す徳は国民の徳でなければならぬ。それは単なる個人の徳ではない。各個人の和合と公共の福祉を実現することが国家と法の存在の意義である。プラトンがノモイにおいてのべている主旨は、真の善は魂の善であるという原理を示すものである。善良なる市民は徳において互いにすぐれるように競うものである。このことが各人が負荷するところの共同善を増進する結果をもたらすものである。その結果はすべての市民がその利益を享受することになるのである。アリストテレスがいうごとくに、善人と徳とよき市民の徳とは同一のことがらである。^⑥

プラトンは法と国家との関係について次のごとくにのべている。すなわち、法の目的は国家の強大、富裕、名声のごときものではなく、正しい法（ὀρθοὶ νόμοι）すなわち、現存の実定法がそれによって正当化される基準を提供するものでなければならぬ。また真の立法者（ὀρθῶς νομοθετῶν）は現存の法がその正否を判別される基準を提示しなければならないのである。また法は善を社会に実現するためのものでなければならぬのである。しかもその善は魂の善であって、その他のよきものは第二次的なるものである。特に物質的なるも

のは副次的なるものである。またよき市民は善の実現のために互いに分担義務を帯びている。それゆえに、すべての市民は善の実現者としての義務を負っているのである。善人とよき市民とは全く同一であって、善人でなくしてよき市民であり得ないし、よき市民でなくして善人であり得ない。よき国家においてはこの両者は一致すべきものである^⑦。法の性格と目的について、プラトンは明らかに実定法や慣習法についてよりも、理念法について論じている。法は理念を国家に実現するために必要欠くことのできない要件である。現実において実定法を見るに国民を公共善の実現に向わしめるようなものが余り存在しないのである。これらの実定法はただ権利、富裕、国家の強大等についての規定であって、主として支配階級の利益に重点がおかれている^⑧。これらのことがらは立法者の立法の精神についての理解の欠如によるものである。

プラトンの論ずる法は手段として用いられる実定法ではなく、それは正義の表現としての法である。彼は常に正しい法（ὀρθοὶ νόμοι）を主張する。それはすべての実定法が正しいか否かを判定する基準になる法である。かかる法を明示することのできる立法者が真の立法者（ὁ ὀρθῶς νομοθετῶν）である^⑩。プラトンが正しい法を提言するとき、それは理念法を意味するのである。プラトンの理念法はクロノスの時代の模倣を考えていたのであって、その時代においては法を必要としないほど人々が善良であって、市民生活が秩序正しく行われたのであった。

人間の魂における徳として敬虔（αἰδώς）と合理性（εὐνομία）は理性の与える秩序であり、これこそが法の名に価するところのものである^⑪。しかし、ヌース（νοῦς）こそが法の源である。ヌースは大自然の秩序を定め支える力であり、大自然に存在する最も光輝ある能力である。それは宇宙の創造主であり、これが一切の宇宙の秩序と整齊を支える力である。ヌースはまた人間の性能を支える力である。古代の賢明なる立法者は、このヌースを分有することによって（νοῦν ἔχων）^⑫立法をしたのであった。ヌースは人間に内在する知性の最高のものである。善悪正邪の判別力（λογισμός）であり、それはまた知恵（ἐπιστήμη）、知性（φρόνησις）、道義性（σωφροσύνη）である。それは単に知識のみでなく、^⑬純粹意識、純粹感情をも包含する。ヌースは人間の知性の最高のものである^⑭。

賢明なる立法者はヌースによって大宇宙のヌースに関与し、国家のために正しい法を制定することができたのである。プラトンは法は大自然のうちにその基礎を有するという。大自然の合理性の能力が主動力である。自然の精神が一切の合理性の源泉である。それは法その他一切の善きものの生産の根源である。プラトンは *φύσις* と *νόμος* との間の区別を明示した。法は正しい理性によって生まれたヌースの子である (*νοῦ γέννημα κατὰ λόγον ὀρθόν*)¹⁵。よき法はすべてヌースの立法である (*τῆν τοῦ νοῦ διὰ νομῆν*)¹⁶。プラトンは自然法説の創説者である。自然法、すなわち、理性法はすべての実定法の規範としての原理法であって、自然法は宇宙理性の参与によって理解することができるのである。ヌースにより生産されるものとしての法は、それによって合理的な基盤をもつことができ、合理的な制定の意義を付与することができるのである。法はヌースの生んだ子であり、その表現である。それゆえに、立法は単なる法律家の仕事ではなくして、法哲学者の創説でなければならないのである。それにはロゴス的な、知性的なる輝きをもたねばならない。プラトンによれば、インスピレーションというものは単なる思いつきではなく、長い間の思索と叡知のもたらす賜であるから、かかることがらは衆愚においてできることがらではなくして、50年の長き思索の哲人のなすべきことがらである。法は理念の似姿である。この意味において、法は市民に遵守を要請する権威を有する。かくて法は市民の道徳的人格の育成を目指すものであり、法を通じて国家は国民を教育するのである。ソクラテスを死刑にするような法は真の法ではなく、衆愚の制定した悪法の権化ともいふべきものである。それは衆愚法であって、哲人の法ではない。理性の表現である善法はヌースのもたらすものであって、それは永久不磨の大法である。もちろん、人間の制定する法は、たとえいかに理想的であっても理想法の模倣にすぎない。ただそれが理想法に近いか否かがその品質を決定する。理想法は不易(*ἀκίνητα*)の法である。理想法を変更することは不可能であるから、それは永久法であるといふことができる¹⁷。法が時代とともに変わり、次第に悪く変化するものは悪法であり、時代に関係なく、常に正善を示すものは善法である¹⁸。もちろん、法が実定法となって条定されることになれば改正の必要も生ずるのであるが、最初の法制定者の精神に則り、常にヌースの

指導の下において、改正作業はすすめられねばならない。そして法はできる限り理想法に近いものにする努力が必要である。

プラトンが立法機関の最高のもので挙止した夜間会議において、法の制定は最高の老賢人と最高の若知者の総意を傾けて、毎夜の審議を通じて行われた。そしてできうる限り理想法に近い法を制定するように努めたのである。

法の支配はプラトンの国家論において最も重要な部分をなすものである。哲学をなすことなくして立法することは盲目の立法に等しい。立法においては哲学的是認が不可欠の要素である。法が政治の支配者としての地位に立つためには、その根源的哲学的観点から理性の生産であることが要求されることは当然である。それは法が支配者であり、王者であり、国家並びに国民に対して徳と幸福をもたらすものであるからである。人間のすぐれた善性は宇宙理性であるヌースの片鱗として、人間理性の哲学的訓練によって、その本源であるところの宇宙理性たるヌースの自覚にまで到達するに至るのである。すべて人間の世界において権威を与えるものは理性であるということが出来る。¹⁹

(註)

- ① Platon, *Nomoi*, 718a.
- ② *Idem.*, *Philebus*, 26b.
- ③ *Idem.*, *Nomoi*, 714c~715d, 875a.
- ④ *Ibid.*, 739c~e.
- ⑤ *Ibid.*, 742d, 743c.
- ⑥ *Ibid.*, 631e, 697c, 743e, 744a.
Aristoteles, *Nic. Eth.* 1098b13~18.
Politica, 1276b16, 1277b32, 1278a40.
- ⑦ Aristoteles, *Politica*, 1277b16, 1277b32, 1278a50~65.
- ⑧ Platon, *Nomoi*, 742d.
- ⑨ *Ibid.*, 714bc.
- ⑩ *Ibid.*, 674b, 715b, 705e.
- ⑪ *Ibid.*, 714a.
- ⑫ *Ibid.*, 742d.
- ⑬ *Ibid.*, 688b.

- ⑭ Ibid., 632c.
- ⑮ Ibid., 632d.
- ⑯ Ibid., 714a.
- ⑰ Ibid., 656de, 772c, 798ab, 816c, 846c, 957ab.
- ⑱ Ibid., 769de.
- ⑲ Garnet, *Le droit grec ancien : Notions generales*, 46.